

生活困窮者自立支援相談窓口

仕事や生活に困ったときは
ひとりで悩まずご相談ください



相談員があなたに寄り添いながら
解決に向けてサポートしていきます

相談方法： 来所、電話での相談のほか、窓口に来られない場合は
相談員が訪問いたします。まずはご連絡ください。

対象者： 三木市にお住まいで、経済的に困っている方
(生活保護を受けている方を除きます)

- ◆場 所： 三木市役所 福祉課 生活困窮グループ
- ◆電 話： 0794-89-2332 (直通)
- ◆受付時間： 月曜日から金曜日 (祝日及び年末年始を除く)
午前8時30分から午後5時まで
- ◆相談費用： 無料

へいせい ねん がつ せいかつこんきゅうしゃじりつしえんぼう しこう
平成27年4月、生活困窮者自立支援法が施行されました。
しごと けいざいてき こま かた たい せんもん そうだん
仕事やくらしのことで経済的に困りの方に対して、専門の相談
しえんいん そうだん うかが ひとり じょうきょう よ そ
支援員が相談をお伺いし、一人ひとりの状況に寄り添いながら、
じりつ む しえん おこな じりつそうだんしえんまどぐち かいせつ
自立に向けた支援を行う『自立相談支援窓口』を開設しました。

例えばこんなことで困っていませんか？

仕事のこと

- 就労先が見つからない。
- 仕事が続かない。
- 仕事の経験がなくて、働けるか不安がある。

住むところのこと

- 社宅または寮を追い出されそう。
- 仕事を解雇されてしまい、家賃の支払いに困っている。

くらしのこと

- 生活に困っているが、どこへ相談していいのかわからない。
- 周囲に頼る人がいない。

お金のこと

- 借金で困っている。
- 家計のやりくりで困っている。

相談支援の流れ

- ① どんなことで困っているかお話を伺い、問題や悩みを確認し、一緒に整理します。
- ② 自立に向けた支援プランを一緒に作成します。
- ③ プランに沿った支援を行います。
- ④ 自立に向け継続的に支援を行います。